

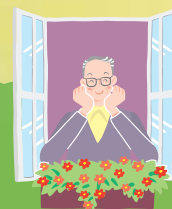
わたしたちの 市税



写真：アートと環境の未来・山口
YCAM10周年記念祭
「コロガルパビリオン」

2014 1.15

発行 山口市総務部市民税課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 代表 ☎083(922)4111
H P <http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>
E-mail siminzei@yamaguchi.lg.jp



税金について 考えてみませんか



そもそも税金って？

国や県、市町村では、私たちの暮らしをより良くするために、さまざまな仕事をしてますが、それには非常にたくさんの費用がかかります。

その費用を私たちはみんなで、「税金」という形で負担しています。

税金は、みんなで社会を支えていくために負担しなければならない、「会費」のようなものといえます。

▶ 国税と地方税

国に納める税金を「国税」といい、道府県や市町村に納める税金を「地方税」といいます。「地方税」は道府県に納める「道府県税」と、市町村に納める「市町村税」に分けられます。

▶ 山口市の市税

ここでは、その中の山口市に納める地方税、市税について説明します。

山口市税の種類	
① 個人市民税	普通税*
② 法人市民税	
③ 固定資産税	
④ 軽自動車税	
⑤ 市たばこ税	
⑥ 鉱産税	目的税*
⑦ 入湯税	
⑧ 都市計画税	

① 個人市民税とは

1月1日（賦課期日）現在、山口市に住んでいる方にかかる税金です。

前年に一定額以上の所得を有する方に均等に課税される均等割と、給料、年金や事業の利益など前年の所得金額に応じて課税される所得割があります。

また、市民税と県民税を合わせて住民税と呼びます。個人の県民税は市民税と合わせて徴収しています。

② 法人市民税とは

山口市内に事業所を設けた法人に課税される税金です。

法人の所得に関係なく資本金の額や従業員数など会社の大きさに応じて課税される均等割と、法人の利益に応じて課税される法人税額に一定の税率をかけて算出された法人税割がかかります。

③ 固定資産税とは

固定資産税は、土地・家屋・償却資産を対象として、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する方に、その価格に応じて納めていただく税金です。

④ 軽自動車税とは

4月1日（賦課期日）現在で軽自動車やバイクを所有している個人や法人に課税される税金です。車種やエンジンの排気量（電力）などに応じて決められた税額が課税されます。（21ページ参照）

⑤ 市たばこ税とは

たばこの卸売り販売事業者等が、市内の小売店などに売り渡した「たばこ」に課税される税金です。「売り渡したたばこの本数×税率の金額」がかかります。

毎月の売り渡し本数を基に税額を計算し、市へ納めます。

⑥ 鉱産税とは

採掘事業を行う鉱業者に課税される税金です。採掘された鉱物の価格に一定の税率をかけて算出された税額を毎月市へ納めます。

⑦ 入湯税とは

鉱泉浴場に入浴する入湯客にかかる税金です。鉱泉浴場の所在地として、環境、衛生、消防などの公的施設の整備や、観光の振興のために必要な費用に使われる目的税です。

鉱泉浴場の経営者が利用者に対して1人1日につき150円（日帰りの場合は50円）を施設利用の料金とともに徴収し、毎月市に納めます。

⑧ 都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税です。

用語説明

※ 普通税と目的税

税金の使いみちが決まっているものを「目的税」といい、特に使いみちが決まっていないものを「普通税」といいます。大部分の税金が普通税に当たります。

※ 賦課期日

1年度分の納税義務者（誰に）、課税客体（何に対して課税するのか。例：軽自動車）などの課税要件を確定する基準日です。

市税の減免について
市税の一部には、一定の要件を満たした場合、減免される場合があります。

市・県民税の減免制度について

市・県民税は、前年の所得に基づいて公正に負担していただくものです。しかし、災害やその他の事情により今後の収入も見込めず、預貯金も乏しいなど、納税が極めて困難な方については、申請によって税額が減免されることがあります。

▶減免対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②疾病、失業、倒産等により、収入が著しく減少し、生活が困窮の状態にあると認められる方
- ③災害により甚大な被害があり、納付が著しく困難な状態にあると認められる方
- ④賦課期日後において、所得税法に規定する勤労学生に該当することが見込まれ、納付が著しく困難であると認められる方

●申請期限

- ・普通徴収 納税通知書発送後から各納期限の7日前まで
- ・特別徴収 特別徴収される月の前月の末日まで

●減免の割合および対象税額

減免の事由によって異なりますが、前年中の合計所得金額によって減免割合が決定します。

減免の対象となるのは、所得割のみです（均等割は対象外）。ただし、生活保護を受けている方は所得割・均等割ともに減免対象となります。

※納期限を過ぎた場合など、条件に当てはまらない場合は減免は適用されません。

※災害により、本人または家族の資産に被害があった場合、損失額のうち一定額を所得金額から控除できる雑損控除があります。

詳細については市民税課市民税担当にお問い合わせください。

軽自動車税の減免

▶心身に障害のある方等に対する軽自動車税の減免

心身に障害のある方、または心身に障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、障害の等級など一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税を減免する制度があります。

減免は障害のある方1人につき1台で、すでに普通自動車で減免を受けている場合は申請できません。

- 申請期限 納税通知書発送後から納期限の7日前まで

※平成26年度の手続きについては22ページ参照

▶その他の減免

- ・社会福祉法人が減免対象事業に直接専用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合
- ・障害のある方の利用に専ら供するために構造変更された軽自動車で一定の要件を満たす場合

- 申請期限 納税通知書発送後から納期限の7日前まで

詳細については、市民税課管理担当へお問い合わせください。

固定資産税の減免

納税者や課税対象となるものに特別の事情があるときには、次に掲げる固定資産の固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

▶生活減免

- ①生活困窮のため公私の扶助を受ける方が所有する固定資産

▶公益減免（有料で使用するものを除く）

- ①幼稚園の用に供している固定資産
- ②知事の認可を得て設立した各種学校の用に供している固定資産
- ③集会所等の土地および家屋
- ④公園（遊び場）、ゲートボール場等の土地
- ⑤公共用地として使用制限された土地（ごみステーション、開発行為により義務づけられる緑地等）

▶災害減免

- ①市の全部または一部にわたる災害または天候不順により、著しく価値を減じた固定資産

▶その他減免

- ①文化財等の土地および家屋
- ②相続税法の規定により物納された土地および家屋
- ③公衆浴場の固定資産
- ④火災等により損害を受けた家屋および償却資産

- 申請期限 各納期限の7日前まで（毎年申請が必要）

※対象にならない場合もありますので、詳細については資産税課へお問い合わせください。

各課のお問い合わせ先は26ページをご覧ください

平成26年度(平成25年分) 市・県民税申告相談について

例年、市・県民税の申告をされる方で、今年も申告が必要な方については、1月下旬に市・県民税の申告書を送付します。申告書を送付していない方でも、申告が必要な場合がありますので、まずは以下の注意点をご確認いただき、ご不明な点は市民税課市民税担当までお問い合わせください。

期 間 2月3日(月)～3月17日(月)まで
 全体会場 山口総合支所2階申告会場
 受付時間 8:30～17:00

※その他の各地域会場は6～8ページをご覧ください。

◎申告に持参していただくもの

- 1 市・県民税申告書(申告会場にもあります)
- 2 収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得のある方)
- 3 印鑑(認印可)
- 4 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票(給与または公的年金)、各支払報告書、帳簿書類、領収書など
- 5 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書、医療費などの領収書や証明書(該当の申告がある方のみ)
 - ・被扶養者(配偶者または子など)の所得が分かるもの
 - ・身体障害者手帳など

◎市・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方

注意 例年、確定申告をしていたが、不要となった方 →P10「知っ得情報」の3番を参照
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方

注意 公的年金の源泉徴収票に記載されていない追加の控除(生命保険料控除、医療費控除等)がある方 →P10「知っ得情報」の3番のただし書き参照
- 4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方(扶養している方が市外の場合を除く)

上記2、3に該当される方についても市・県民税の申告が必要な場合があります。4ページのフローチャートで確認をしてみましょう。



書類の事前作成にご協力ください!

申告会場でお待たせする時間を少しでも短くするため、申告書や書類への記入や、計算等の事前準備にご協力ください。

※営業・農業・不動産の「収支内訳書」を提出される方や医療費控除の申告をされる方については、計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

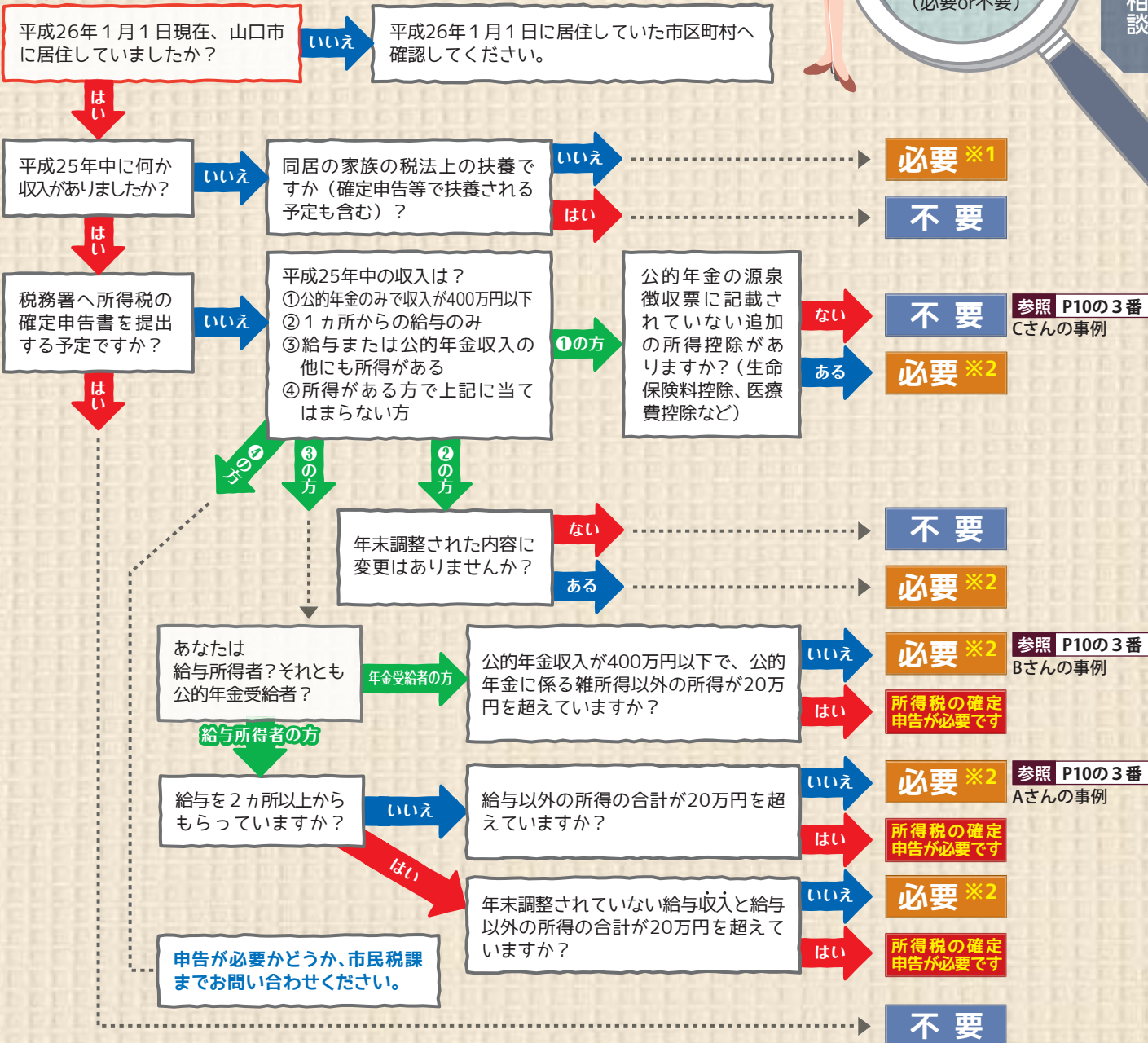
市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう！

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

(注) この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
(市民税課市民税担当 ☎083-934-2735)



スタート



必要※1 ... 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定の資料として必要なため、申告をお願いする場合があります（24ページQ&A9参照）。

必要※2 ... こちらに該当された方については、所得税の還付を受けるなど、確定申告をすることもできますので、その場合は市・県民税の申告は必要ありません。

*** 所得税の確定申告の受付について**

e-Taxやホームページの申告書作成ソフトをご活用ください！

* 所得税の確定申告については、郵送やe-Taxを利用されるなど、できる限り税務署に提出してください（e-Taxが利用できる会場については、山口税務署にお尋ねください）。

* インターネットでも確定申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

☎山口税務署 ☎083-922-1340

e-Taxや確定申告書の作成については → ホームページ：<http://www.nta.go.jp>

申告相談受付日程について

秋穂・阿知須・徳地・阿東地域では、期間中、申告を行わない日がありますので、「各地域会場の申告相談日程（6～8ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越してください。

なお、平日に来られない方のために日曜申告相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

例年、申告会場は大変混み合いますので、申告書や書類への記入や、計算等の事前準備にご協力ください。



■日曜日の申告受付会場

期 日	申告会場	時 間
2月23日(日)	小郡総合支所 1階第1会議室	9:30～16:00
	阿知須総合支所 1階第1会議室	
	阿東地域交流センター	
3月2日(日)	山口総合支所 1階市民課カウンター前	
	秋穂総合支所第1会議室	
	徳地山村開発センター	

■申告書の提出方法

例年、申告会場は大変混み合いますので、**自分で申告書を作成できる方は**、郵送による提出のほか、各総合支所総合サービス課に設置の「提出箱」に投函されることをお勧めします。

①郵送による提出

以下の記入内容、添付書類に漏れがないことを確認のうえ、下記宛に郵送してください。

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- ・押印（認印可）
- ・源泉徴収票や各種支払証明等

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な方は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。



提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所市民税課市民税担当 宛

②申告書提出箱に投函（各総合支所総合サービス課窓口）

設置期間：2月17日から3月17日まで（平日8：30～17：00）

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

受付ができない確定申告があります

以下の内容の確定申告は市・県民税申告会場では受付ができませんので、税務署でご相談ください。下記以外にも内容によりお断りする場合がありますのでご了承ください。

- * 土地建物や株式等の譲渡による所得がある方
- * 初めて「住宅借入金等特別控除」を申告される方
- * 青色申告をされる方
- * 過年分（平成24年分以前）の申告をされる方
- * 準確定申告（平成25年中に亡くなられた方の確定申告を相続人が行うもの）


〒山口市税務署（☎083-922-1340）



全体会場・各地域会場の申告相談日程

※開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。


全体会場：山口総合支所2階申告会場

開催日	会 場	受付時間
2月3日(月)～3月17日(月)の平日	山口総合支所2階申告会場	8:30～17:00
3月2日(日) 	山口総合支所1階市民課カウンター前	9:30～16:00

山口地域：地域交流センター等

開催日	会 場	受付時間
2月3日(月)	仁 保 地域交流センター	9:30～16:00
	大 歳 地域交流センター	
2月4日(火)	陶 地域交流センター	
	大 内 地域交流センター	
2月5日(水)	宮 野 地域交流センター	
	山口南総合センター多目的ホール	
2月6日(木)	小 鯖 地域交流センター	
2月7日(金)	吉 敷 地域交流センター	
	平 川 地域交流センター	
2月10日(月)	二 島 地域交流センター	
2月12日(水)	鑄銭司 地域交流センター	
2月13日(木)	嘉 川 地域交流センター	
2月14日(金)	佐 山 地域交流センター	

小郡地域

開催日	対象地区	会 場	受付時間
2月17日(月)	奥畑、前畑、新町西、光が丘南、光が丘東、光が丘中、わかば台、ヴェルコリーナ	小郡総合支所1階第1会議室	8:30～17:00
2月18日(火)			
2月19日(水)			
2月20日(木)	新町東上、新町東下、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、椎の木	小郡総合支所1階第1会議室	9:30～16:00
2月21日(金)			
2月23日(日)  平日に来られない方			
2月24日(月)	新町東上、新町東下、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、椎の木	小郡総合支所1階第1会議室	8:30～17:00
2月25日(火)	東津上、東津中、東津下、白土、岩屋、津市上、津市中、津市下、津市南、八方原、森下		
2月26日(水)			
2月27日(木)			
2月28日(金)	明治東、明治西、明治北、大正上、大正中、大正下、柳井田、矢足		
3月3日(月)			
3月4日(火)	山手上、山手下、長谷、長谷西		
3月5日(水)			
3月6日(木)	平原、宮の原、宮の前、元橋、三軒屋、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、前田町、若草町、平砂町、維新町、平成町、栄町、給領町		
3月7日(金)			
3月10日(月)	蔵敷、新丁、田町、中央通、柏崎、新開、原		
3月11日(火)			
3月12日(水)	尾崎、金堀、金池、円座東、円座西、鉄道寮		
3月13日(木)			
3月14日(金)			
3月17日(月)	上記開催日に来られない方		

秋穂地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月4日(火)	大河内北、大河内南、天神町	大海総合センター	8:30~16:00
2月5日(水)	浜中、北条、中条		
2月6日(木)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月7日~2月23日	申告相談を行いません。		
2月24日(月)	中道、花香南、花香北、中津江	秋穂総合支所第1会議室	8:30~16:00
2月25日(火)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月26日(水)	黒瀨南、東天田		
2月27日(木)	日地		
2月28日(金)	金山領、西青江、先青江	秋穂総合支所第1会議室	9:30~16:00
3月2日(日)	日曜中止 平日に来られない方		
3月3日~3月9日	申告相談を行いません。		
3月10日(月)	中野	秋穂総合支所第1会議室	8:30~16:00
3月11日(火)	下村、宮之旦		
3月12日(水)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒瀨北		
3月13日(木)	上記開催日に来られない方		

阿知須地域

開催日	対象地区	会場	受付時間	
2月17日(月)	小古郷、前山、小山	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30~16:00	
2月18日(火)	西祝、南祝、北祝			
2月19日(水)	東条、縄田			
2月20日(木)	中村、西条、浜、寺河内、二の宮			
2月21日(金)	岩倉			
2月23日(日)	日曜中止 平日に来られない方	阿知須総合支所 1階第1会議室	9:30~16:00	
2月24日~3月2日	申告相談を行いません。			
3月3日(月)	砂郷、飛石、沖の原	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30~16:00	
3月4日(火)				
3月5日(水)	旦			
3月6日(木)	野口、杖川、河内、源河			
3月7日(金)	浜表、赤迫、井関	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30~16:00	
3月8日~3月13日	申告相談を行いません。			
3月14日(金)	向井関、仙在、引野、青畑、焼野、岡			
3月17日(月)	上記開催日に来られない方			

平成25年分の確定申告を新たに e-Tax で申告予定の方へ 「電子証明書」の取得はお早めに!!



イータ君

所得税の確定申告が必要な方で、確定申告等を e-Tax で申告される場合、お住まいの市町村で住民基本台帳カードと電子証明書の取得が必要です。

電子証明書は1日に発行できる数に限りがありますので、取得を希望される方はできるだけお早めに手続きをされるようお願いいたします。

* e-Tax に関するお問い合わせ

山口税務署 ☎083-922-1340
ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

* 電子証明書の取得に関するお問い合わせ

山口市 市民課 ☎083-934-2771

徳地地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月6日(木)	上村、藤木	徳地地域交流センター 島地分館	8:30~16:00
2月7日(金)	島地、山畑		
2月10日(月)	鯖河内、串	徳地地域交流センター 串分館	
2月12日(水)	船路、引谷	徳地地域交流センター 八坂分館	
2月13日(木)	八坂、三谷		
2月14日(金)	柚木、野谷	徳地地域交流センター 柚野分館	
2月15日~3月1日	申告相談を行いません。		
3月2日(日)	 平日に来られない方	徳地山村開発センター	9:30~16:00
3月3日(月)	堀	徳地山村開発センター	8:30~16:00
3月4日(火)			
3月5日(水)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
3月6日(木)			
3月7日(金)			
3月8日~3月11日	申告相談を行いません。		
3月12日(水)	上記開催日に来られない方	徳地山村開発センター	8:30~16:00
3月13日(木)			
3月14日(金)			

阿東地域

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月10日(月)	生雲東分	長門峡自然休養村 管理センター	8:30~16:00
2月12日(水)	篠目		
2月13日(木)	嘉年上	嘉年基幹集落センター	
2月14日(金)	嘉年下		
2月17日(月)	徳佐上	阿東地域交流センター	
2月18日(火)			
2月19日(水)	徳佐中 (坂手、東畑、原山、上市東、上市西、小南、貞行、丸山、平丸、水戸)		
2月20日(木)	徳佐中 (駅通、栄町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山)		
2月21日(金)	徳佐下		
2月23日(日)	 平日に来られない方		阿東地域交流センター
2月24日(月)	生雲西分	阿東地域交流センター 生雲分館	8:30~16:00
2月25日(火)	生雲中		
2月26日(水)	生雲中、蔵目喜		
2月27日(木)	地福上	阿東老人福祉センター	
2月28日(金)	地福下		
3月1日~3月9日	申告相談を行いません。		
3月10日(月)	上記開催日に来られない方	阿東地域交流センター	8:30~16:00
3月11日(火)			



1. 社会保険料控除の申告漏れはありますか？

各種健康保険や介護保険、国民年金に加入されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。これらの保険料は、申告をされないと、市・県民税の所得控除として適用されませんので、忘れずに申告をしましょう。

また、ご家族の保険料をお支払いされた場合にも、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。

ただし、公的年金や給与から引き去りされた保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。

納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

2. 障害者控除、^{かぶ}寡婦・^{かぶ}寡夫控除の申告漏れはありますか？

障害者、寡婦・寡夫の方は申告をされると、それぞれ障害者控除や寡婦・寡夫控除が適用され、所得から一定額が控除されるほか、合計所得金額が125万円以下（給与収入に換算すると

204万4千円未満）の方は、市・県民税が非課税となります。

これらに該当する方で、申告をされていない方は、忘れずに申告をしましょう。

◇寡婦・寡夫とは…夫（または妻）と死別あるいは離婚した後、再婚していない方で、以下の要件に該当される方をいいます。また、寡婦・寡夫であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判定します。

寡婦控除の適用要件

死別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子か扶養親族のある方 本人の前年の合計所得金額が500万円以下である方
離別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子か扶養親族のある方

※死別の場合は、いずれかの要件を満たせば適用されます。

寡夫控除の適用要件

死別または離別の場合	所得38万円以下の生計を一にする子があり、かつ、本人の前年の合計所得金額が500万円以下である方
------------	--

◇障害者とは

以下の要件を満たす方が対象となり、障害者であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判定します。

- * 身体障害者手帳（1～6級）をお持ちの方
- * 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方
- * 療育手帳（AまたはB）をお持ちの方
- * 戦傷病者手帳をお持ちの方
- * 寝たきりで複雑な介護が必要な方（市が発行する証明書が必要です）

※上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

*寡婦・寡夫控除の条件とは

女性の場合		男性の場合	
寡婦		特別寡婦	寡夫
死別した方	離婚した方	死別または離婚した方	死別または離婚した方
<p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	<p>生計を一にする子ども（※1）か扶養親族がいる</p>	<p>生計を一にする子ども（※1）がいる</p> <p>かつ</p> <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	<p>生計を一にする子ども（※1）がいる</p> <p>かつ</p> <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>
<p>または</p> <p>生計を一にする子ども（※1）か扶養親族がいる</p>	<p>生計を一にする子ども（※1）か扶養親族がいる</p>		
控除額 ※2 26万円 (27万円)		30万円 (35万円)	26万円 (27万円)

(※1) 総所得金額等が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。

(※2) 控除額の()内は、所得税ベースの控除額です。

3. 税務署で確定申告が不要といわれた方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります

所得税については、申告不要制度が設けられており、以下の方は確定申告をする必要がありませんが、市・県民税については、こうした規定がないため、市・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ① 1カ所からの給与のみで、給与以外の所得が20万円以下の方
- ② 公的年金の収入が400万円以下で、公的年金にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方

①の方の例

Aさんの所得：

1カ所からの給与収入500万円（給与所得346万円）、不動産所得10万円

☞ 給与以外の所得が20万円以下なので、確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

②の方の例

Bさんの所得：

公的年金収入280万円、農業所得15万円

☞ 公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下なので、確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

Cさんの所得：

公的年金収入のみで年金収入300万円

☞ 公的年金収入が400万円以下でそれ以外の所得がゼロのため、**確定申告および市・県民税の申告は不要です。**

ただし!!

Cさんのように、公的年金収入のみの方は、公的年金等支払報告書が各支払者から市町村へ提出されるため、本来であれば事例のとおり市・県民税の申告は必要ありませんが、公的年金の源泉徴収票に記載されている以外の所得控除（生命保険料控除・医療費控除・扶養控除等）を追加で受けようとする場合は市・県民税の申告が必要です。

なお、A・B・Cさんの事例は、4ページのフローチャートの判定結果でも確認ができますので、参考にしてください



4. 65歳になったら始まります！ 公的年金からの特別徴収（引き去り）

65歳以上で公的年金を受給されている方については、公的年金所得に対する市・県民税は公的年金からの引き去りにより納めていただくこととなります。これを「公的年金からの特別徴収」といいます。

特別徴収の対象となる初年度は、10月支給分の年金から特別徴収が始まります。

対象者 毎年4月1日現在、公的年金を受給されている65歳以上の方

※ただし、公的年金に対する市・県民税が非課税の方や、引き去りされる市・県民税額が引き去り対象年金の額を超える方等、対象とならない場合もあります。

公的年金からの引き去り対象となる税額

公的年金所得に対して計算した市・県民税額です。

※公的年金以外の所得（給与・農業・不動産など）がある方は…

☞ 公的年金以外の所得に係る市・県民税額については、給与からの特別徴収（給与所得がある方で給与から引き去りの対象者のみ）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

5. 所得税と市・県民税で異なる 各種所得控除の金額

所得税と市・県民税の計算においては、所得控除の額に差があることをご存知でしょうか。11ページの表（主な所得控除）のとおり、所得税と市・県民税で控除額が違うものが多くあります。所得税では、所得額よりも控除額の方が多く非課税となる場合であっても、市・県民税が同じように非課税とはならない場合があります。

例

給与収入300万円（給与所得に換算すると192万円）で、各種控除としては、社会保険料支払額40万円、配偶者あり（一般）、子ども（一般扶養1人、特定扶養1人）の場合

● 所得控除額を計算すると…

所得控除	控除額	
	所得税	市・県民税
社会保険料控除 …	40万円 +	40万円 +
配偶者控除 …	38万円 +	33万円 +
扶養控除(一般) …	38万円 +	33万円 +
扶養控除(特定) …	63万円 +	45万円 +
基礎控除 …	38万円	33万円
所得控除合計	217万円	184万円

● 税額を計算すると…

* 所得税

☞ 所得額 (192万円) よりも控除額 (217万円) の方が大きいため、所得税はかかりません。

* 市・県民税

☞ 所得額 (192万円) よりも控除額 (184万円) の方が少ないため、所得額と控除額の差額 (8万円) に対して市・県民税の所得割が課税されます。また、これに加えて、市・県民税の均等割がかかります。

主な所得控除 (一部抜粋)

控除の種類	控除額		
	所得税	市・県民税	
配偶者控除	一般	38万円	33万円
	老人(70歳以上の方)*	48万円	38万円
扶養控除	一般(16歳以上の方)*	38万円	33万円
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満の方) の場合*	63万円	45万円
	老人扶養親族 (70歳以上の方)* (同居の場合)	48万円 (58万円)	38万円 (45万円)
障害者控除		27万円	26万円
	(特別障害者の場合)	(40万円)	(30万円)
寡婦控除		27万円	26万円
	(特別寡婦の場合)	(35万円)	(30万円)
寡夫控除		27万円	26万円
基礎控除		38万円	33万円

※その年の12月31日現在の年齢をいいます。

平成26年度の税制改正について

個人市・県民税の均等割の税率の特例

(平成26年度から平成35年度までの臨時的措置)

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」が公布され、地方公共団体が実施する防災のための事業に対する費用の財源を確保するため個人市・県民税の均等割の標準税率が引き上げとなります。

	現行	改正後	引き上げ額
市民税均等割額	3,000円	3,500円	+500円
県民税均等割額	1,500円	2,000円	+500円
合計	4,500円	5,500円	+1,000円

(※県民税均等割額には、「やまぐち森林づくり県民税(500円)」が含まれています。)

固定資産税・都市計画税

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」という。）に土地・家屋・償却資産を所有する方に、固定資産の価格を基に算定した税額を、固定資産が所在する市町村に納めていただく税金です。

▶固定資産税を納める方（納税義務者）

「登記簿」「課税台帳」等に賦課期日に所有者として登録されている方が固定資産税を納める「納税義務者」となります。ただし、納税義務者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在に現に所有（相続）している方が新しい納税義務者となります。

▶固定資産税の評価替え

固定資産税は、国が定めた評価基準に基づき「評価額」を決定し、これを基に「課税標準額」を算出して課税されます。本来なら毎年評価の見直しを行うことが理想ですが、全ての固定資

産について毎年見直すことは事実上不可能であるため、3年ごとに評価額を見直す制度となっています。次回の評価替えは平成27年度に行われます。

▶固定資産税の免税点

固定資産税には免税点制度が設けられており、山口市内に同一名義人が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が、一定の金額に達しなければ固定資産税は課税されません。

都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税で、固定資産税と一緒に納めていただくようになります。

ただし、固定資産税の課税標準額が免税点未満であれば、都市計画税も課税されません。

	固定資産税	都市計画税
課税対象	土地・家屋・償却資産	土地・家屋
納税義務者	毎年1月1日現在に所有者として下記に登録または登録されている方 土地：登記簿または土地補充課税台帳 家屋：登記簿または家屋補充課税台帳 償却資産：償却資産台帳	毎年1月1日現在で、都市計画区域内に所在する土地および家屋を所有している方
課税標準	原則として、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格（住宅用地等の特例措置が適用された等の場合は、課税台帳価格よりも低くなります。）	
税率	1.4%	0.25%（都市計画用途区域内） 0.15%（都市計画用途区域外）
税額の計算方法	課税標準額 × 税率 = 税額	
免税点	市内で同一の方が所有する固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税は課税されません。 土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

固定資産税・都市計画税 土地

土地の評価は固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により行います。その評価は3年ごとに見直されます。

地目(土地の用途)

地目は、宅地、田および畑(併せて農地といいます。)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の利用状況(現況の地目)によります。

地積(土地の面積)

地積は、原則として土地登記簿に登録されている地積によります。

価格(評価額)

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。特に宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価を行います。

路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されています。

▶標準宅地について

標準宅地とは、市町村内の地域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

▶路線価について

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格を基にして求められ、その他の道路については、この主要な街路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

課税標準額

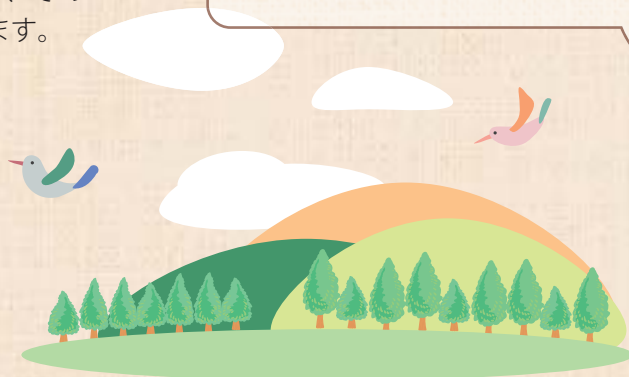
原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

▶免税点について

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が下表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

例えば私が2筆の土地を所有しており、その課税標準額が25万円と15万円とすれば、合計40万円となり課税されますが、1筆の土地と1棟の家屋とを所有している場合、その課税標準額が土地25万円と家屋15万円であったとしても、土地、家屋とも免税点未満のため課税されないことになるのですね。



住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を軽減するため課税標準の特例措置が設けられています。

▶住宅用地の範囲

住宅用地には次の2つがあります。

- 1 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の全部（家屋の延床面積の10倍まで）
- 2 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の面積（家屋の延床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1

▶住宅用地の軽減措置

1 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1とする特例措置があります。

2 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の3分の1、都市計画税については価格の3分の2とする特例措置があります。

●住宅用地の課税標準の特例措置

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地を除く住宅用地)	3分の1	3分の2



なるほど。家を壊すと、その敷地であった土地の税額が上がるというのは、住宅用地でなくなり、軽減措置が受けられなくなるためなのですね。



* 問い合わせ先 *

資産税課土地担当（山口総合支所内）
☎083-934-2736

固定資産税・都市計画税 家屋

家屋の固定資産税等について

家屋の課税標準額は、実際の建築費や取得額ではなく、固定資産評価基準によって評価した、「評価額」です。

課税対象面積は、現況床面積になりますので、登記床面積と異なる場合もあります。また、マンションなどについては、共用部分の面積が加算されます。

課税の対象となる家屋

固定資産税等の課税の対象となる家屋は、以下の要件を満たすものです。

- ・屋根があり、3方以上壁に囲われているもの
- ・土地に定着しているもの
- ・建物の本来の目的として、使用できるもの
(25 ページ Q&A18 参照)

新築・増築家屋の評価

実際に現地で家屋を調査し、評価額を算出します。評価額は以下のように求めます。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

▶再建築価格

評価の対象となる家屋と同じものを、評価の時点において同じ場所に新築することとした場合に、必要とされる経費です。

▶経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

新築・増築家屋以外の 家屋(在来分家屋)の評価

在来分家屋については、3年ごとの基準年度に評価替えを行います(12ページ参照)。評価替えは、建築資材等の価格の変動と、建築後の年数の経過による損耗を考慮し、評価額を見直します。ただし、見直し後の価額が前年度の価額を超える場合には、原則として、前年度の価額に据え置かれます。

新築住宅に対する 固定資産税の減額措置

次の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます(都市計画税は減額されません)。

▶適用対象

- ・居住用の住宅(店舗等との併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上)であること。
- ・床面積が、50㎡(一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること。

▶減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分などは減額の対象とはなりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

▶減額される期間

- ・一般の住宅……………新築後3年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等
……………新築後5年度分

▶長期優良住宅について

長期優良住宅の認定を受け新築された住宅は、一般の住宅については5年度分に、3階建以上の中高層耐火住宅等については7年度分に延長されます。

長期優良住宅の認定要件や手続きに関しては、開発指導課(☎083-934-2847)にご確認ください。

その他の減額措置

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額される制度があります(都市計画税は減額されません)。

詳しくはお問い合わせください。

* 問い合わせ先 *

北部地域

資産税課家屋担当
☎083-934-2736

南部地域

資産税課家屋土地第一担当
☎083-973-2415

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当
☎083-956-0798

固定資産税 償却資産

償却資産とは

申告の対象となる償却資産とは、店舗・事業所を開設している方、何らかの事業を行っている方が事業のために用いる、**取得価格が10万円以上**の機械・器具・備品などです。家屋として評価していない内装工事、改良工事も含まれます。

▶ 償却資産の例

- 飲食店…厨房設備, レジスターなど
- 小売店…商品陳列ケース, 自動販売機など
- 理容・美容業…理容・美容椅子, 洗面設備など

償却資産の種類

	資産の種類	品名
第1種	構築物	門、塀、広告塔、路面舗装(駐車場舗装等)、屋外排水溝、緑化施設等
第2種	機械および装置	土地建設機械、印刷機械、医療用機器等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両および運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車 その他運搬車※
第6種	工具器具および備品	事務机、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、パソコン、レジスター等

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。

償却資産の評価額について

固定資産評価基準によって、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※①②により求めた額が(取得価格 × 5/100)よりも小さい場合は、(取得価格 × 5/100)により求めた額を評価額とします。

▶ 取得価格

原則として国税の取り扱いと同様です。

▶ 減価率

耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

課税標準額について

毎年1月1日現在の償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例の適用がある場合は評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

償却資産(固定資産税)の申告は お済みですか?

申告は1月31日(金)までです

償却資産の所有者は地方税法 383 条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告することとなっています。

市内に償却資産を所有されている方、特に**新しく事業を始められた方**は忘れずに申告書を提出してください。

* 申告受付場所 *

資産税課家屋担当(山口総合支所内)
〒753-8650 山口市亀山町2番1号

資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所内)
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1

資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所内)
〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

※郵送の場合は、資産税課家屋担当(山口総合支所内)へご提出ください。

* 問い合わせ先 *

資産税課家屋担当
☎083-934-2736

固定資産税の縦覧閲覧制度

縦覧制度とは

縦覧制度とは、固定資産税が課税されている自己の資産について、評価が適正であるかどうかを判断するため、定められた期間内に山口市内の他の資産の価格と比較できる帳簿を、無料でご覧いただける制度です。ただし、土地を所有する方は土地のみ、家屋を所有する方は家屋のみの縦覧となります。また、償却資産は縦覧制度の対象外です。

閲覧制度とは

閲覧制度とは、納税義務者等が自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。毎年4月に納税通知書と一緒に送りしている「課税明細書」でも、課税台帳に登録された内容を確認することができます。

	縦覧制度	閲覧制度
制度を利用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 山口市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または同一世帯の親族 2. 代理人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税の納税義務者または同一世帯の親族 2. 納税管理人 3. 代理人 4. 借地借家人（賃貸借契約者） 5. 権利関係人（所有権取得者、処分権保持者等）
ご覧いただける内容	<p>（土地） 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格</p> <p>（家屋） 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格</p>	<p>○上記1～3の方 当該納税義務に係る固定資産課税台帳</p> <p>○上記4～5の方 当該権利の目的である固定資産課税台帳</p>
持参いただく物	<p>○納税者本人、同一世帯の親族が縦覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等）</p> <p>○代理人が縦覧するとき 納税者からの委任状、本人確認のできる身分証明書</p>	<p>○納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人が閲覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等）</p> <p>○代理人が閲覧するとき 納税義務者からの委任状、本人確認のできる身分証明書</p> <p>○借地借家人が閲覧するとき 賃借関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書</p> <p>○1月2日以降に権利関係人になった方が閲覧するとき 登記事項証明書または売買契約書、本人確認のできる身分証明書</p>
実施日	毎年4月1日から第1期納期限までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）	毎年4月1日から翌年3月末日までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）
実施場所	山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の特設会場	<p>○山口総合支所市民税課管理担当（ただし、縦覧期間中は特設会場で受付）</p> <p>○小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の総合サービス課</p>
手数料	無料	100円（1名義／1年度） ただし、縦覧期間中は無料。

固定資産税に納得できない ときの不服申立て制度

不服申立て制度とは

固定資産税は賦課課税方式であるため、固定資産評価額や課税標準額の特例適用など納税者が納得できない場合には、その審査を請求できる制度が設けられています。これを「不服申立て制度」といいます。

不服申立てができる方

不服申立ては、当該固定資産の納税義務者またはその代理人が行うことができます。

審査申出・異議申し立て

「固定資産の価格」について不服がある場合には、固定資産評価委員会に対して「審査申出」を行うことができます。

「価格以外」について不服がある場合には、行政不服審査法上の「異議申し立て」を市長に対して行うことができます。

まずはご相談ください

不服申立てを行う前に、まずは資産税課へご相談ください。賦課課税のご説明とともに、必要に応じ現地を再度調査させていただきます。



	審査申出	異議申し立て
不 服 内 容	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服	左欄以外の事項の賦課決定処分についての不服
申 立 期 間	公示日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日以内	処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内
申 立 手 続	審査申出書の提出	異議申立書の提出
受 付 場 所	総務部総務課文書担当 ☎083-934-2724	総務部資産税課 ☎083-934-2930
申 立 先	固定資産評価審査委員会	市長

* 問い合わせ先 *

北部地域 (大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)
資産税課家屋担当 ☎083-934-2736
資産税課土地担当 ☎083-934-2737

南部地域 (小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)
資産税課家屋土地第一担当 ☎083-973-2415

徳地・阿東地域 資産税課家屋土地第二担当 ☎083-956-0798